

厚岸町規則第9号

厚岸町保育所・幼稚園保育料助成実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月14日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町保育所・幼稚園保育料助成実施規則の一部を改正する規則

厚岸町保育所・幼稚園保育料助成実施規則（平成19年厚岸町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2子以降の」を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子を現に監護する者であつて、保育料を納入する義務を負っているものをいう。

第3条第1項中「第2子以降の子を養育してる者」を「子の保護者」に改め、同項第1号中「第2子以降の」を削り、同号ウ中「無認可」を「認可外」に改め、同条第2項中「第2子以降の子を養育している者」を「子の保護者」に改める。

第4条第1項中「児童」を「子」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の厚岸町保育所・幼稚園保育料助成実施規則の規定は、平成29年度以後の年度分の保育料に係る助成の額について適用し、平成28年度分までの保育料に係る助成の額については、なお従前の例による。